

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年3月1日	
【会社名】	エムスリー株式会社	
【英訳名】	M3, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 格	
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目11番44号	
【電話番号】	03(6229)8900(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 高宏	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目11番44号	
【電話番号】	03(6229)8900(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 高宏	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	50,203,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月28日付で提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

<訂正前>

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）2018年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日） 2018年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日） 2018年11月9日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第3四半期（自2018年10月1日 至2018年12月31日） 2019年2月8日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年2月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月2日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年2月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月25日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年2月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年10月10日に関東財務局長に提出

#### 8【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の訂正報告書）を2018年8月9日に関東財務局長に提出

#### 9【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の訂正報告書）を2018年8月30日に関東財務局長に提出

<訂正後>

**1【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第18期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）2018年6月29日関東財務局長に提出

**2【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第19期第1四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日） 2018年8月10日関東財務局長に提出

**3【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第19期第2四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日） 2018年11月9日関東財務局長に提出

**4【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第19期第3四半期（自2018年10月1日 至2018年12月31日） 2019年2月8日関東財務局長に提出

**5【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年2月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月2日に関東財務局長に提出

**6【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年2月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月25日に関東財務局長に提出

**7【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年2月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年10月10日に関東財務局長に提出

**8【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年2月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年2月28日に関東財務局長に提出

**9【訂正報告書】**

訂正報告書（上記6の訂正報告書）を2018年8月9日に関東財務局長に提出

**10【訂正報告書】**

訂正報告書（上記2の訂正報告書）を2018年8月30日に関東財務局長に提出